桑名市告示第225号

桑名市自転車等放置防止条例第14条第1項及び同施行規則第12条の 定めるところにより次表のとおり告示する。

令和7年9月29日

桑名市長 伊藤徳宇

撤去した	令和7年	令和7年	令和7年	令和7年	令和7年
	9月	9月	9月	9月	9月
年月日	15日	16日	17日	18日	19日
	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)
撤去の理由	長時間放置されていたため				
撤去した 自転車等 の台数	0 台	0 台	1 台	0 台	0 台
放置されていた区域	桑名駅周辺の放置禁止区域 禁止区域外の公共の場所 市が設置した自転車等駐車場				
保管場所	桑名市大字東汰上831番地(桑名市自転車等保管所)				
保管期間	告示日から60日間				
連絡先	危機管理室 24-1337				